ＮＳ３－Ｖ50	イワフジ　Ｕ－４ＤＧＷ	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ51	イワフジ　Ｕ－５ＤＧ	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ52	イワフジ　Ｕ－５ＤＧＷ	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第九十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十九年九月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十九年九月十二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ３－Ｖ53	タカキタ　ＳＭＲ1020	株式会社タカキタ	三重県名張市夏見2828番地

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十九年九月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十九年九月十二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ３－Ｖ54	竹内　ＴＢ260	株式会社竹内製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城9347番地
ＮＳ３－Ｖ55	竹内　ＴＢ290	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ56	日立　ＺＸ120ＭＨ－５Ｂ	日立建機株式会社	東京都台東区東上野二丁目16番１号
ＮＳ３－Ｖ57	日立　ＺＸ135ＵＳＭＨ－５Ｂ	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ58	日立　ＺＸ200ＬＣＭＨ－５Ｂ	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ59	日立　ＺＸ225ＵＳＲＬＣＭＨ－５Ｂ	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ60	コマツ　ＰＣ248	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目３番６号
ＮＳ３－Ｖ61	サカイ　ＷＤＲ－１ＧＷ３	酒井重工業株式会社	東京都港区芝大門一丁目４番８号
ＮＳ３－Ｖ62	サカイ　ＷＤＰ－１ＭＷ４	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ63	住友　ＨＡ60Ｃ－８	住友建機株式会社	東京都品川区大崎二丁目１番１号

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十九年九月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十九年九月十二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ３－Ｖ64	ヤロオカ　ＭＳ－700ＶＤ－ⅣＤ	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地
ＮＳ３－Ｖ65	ヤロオカ　ＭＳ－700ＶＤＬ－ⅣＤ	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ66	イワフジ　Ｕ－４Ｄ	イワフジ工業株式会社	岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西５番地１
ＮＳ３－Ｖ67	イワフジ　Ｕ－４ＤＷ	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ68	イワフジ　Ｕ－５Ｄ	〃	〃
ＮＳ３－Ｖ69	イワフジ　Ｕ－５ＤＷ	〃	〃

○国土交通省告示第八百二十二号

成瀬ダムの建設に関する基本計画（平成十三年国土交通省告示第八百八十七号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十九年九月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

成瀬ダムの建設に関する基本計画の一部を変更する告示

成瀬ダムの建設に関する基本計画（平成十三年国土交通省告示第八百八十七号）の一部を次のとおり変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１．建設の目的 ⑴～⑷　（略） ⑸　発電 成瀬ダムの建設に伴って新設される成瀬発電所（仮称）において、最大出力5,800キロワットの発電を行う。 ２．　（略） ３．規模及び型式 ⑴　規模 堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。）114.5メートル ⑵　型式 台形ＣＳＧダム	１．建設の目的 ⑴～⑷　（略） ⑸　発電 成瀬ダムの建設に伴って新設される成瀬発電所（仮称）において、最大出力3,900キロワットの発電を行う。 ２．　（略） ３．規模及び型式 ⑴　規模 堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。）113.5メートル ⑵　型式 ロックフィルダム